

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します

～違反対象物の公表制度～

違反の公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットにより公表する制度です。

● 公表の対象となる建物は

飲食店・物品販売店舗など、不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物です。



● 公表の対象となる違反は

建物に設置が義務付けられた消防用設備等のうち屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反です。

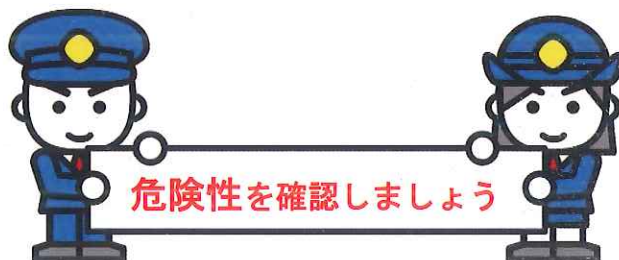
● 公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。



● 公表の方法は

新城市のホームページへ掲載します。



● 公表する内容は

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反の内容

制度の
開始時期は

令和2年(2020年)4月1日です。

【参考】消防法に基づく火災予防上の命令を受けた防火対象物

消防本部では、違反対象物の公表制度のほかに、消防法令の違反に対し、関係者が建物の改修や火災予防上の必要な措置をとるように消防法に基づく命令を受けた防火対象物についても、ホームページでの公表や建物の入口などに標識を設置する公示により、市民や利用者の方々へお知らせします。

防火管理や消防用設備等に関する「消防法令」、「公表制度」については、下記にお問い合わせください。

新城市消防本部 予防課

新城市平井字新栄83番地

電話 0536-22-4802 (ダイヤルイン)

FAX 0536-22-4821

新城市ホームページ

アドレス <http://www.city.shinshiro.lg.jp>